

平成30年9月28日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 遠藤 弘之
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成30年8月分)について

平成30年8月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成30年8月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 平成30年8月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが46件、平成29年度が30件、平成28年度が10件、平成27年度が2件、平成26年度が1件、平成25年度以前が40件、合計129件(市区町村において発生した10件、委託業者等が発生させた14件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な117件について、一覧で事象をお示ししています。

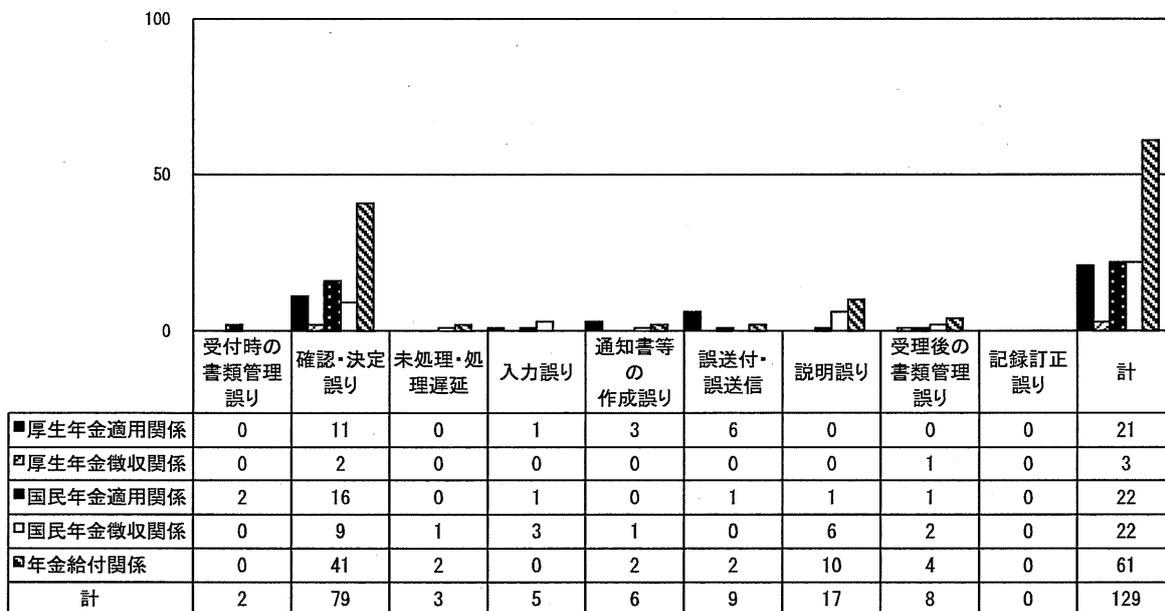
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	
件数	32(1)	1	2(1)	1	0	1	3(1)	1	2(1)	10(3)	30(5)	46(12)	129(24)
割合	24.8%	0.8%	1.6%	0.8%	0.0%	0.8%	2.3%	0.8%	1.6%	7.8%	23.3%	35.7%	100.0%

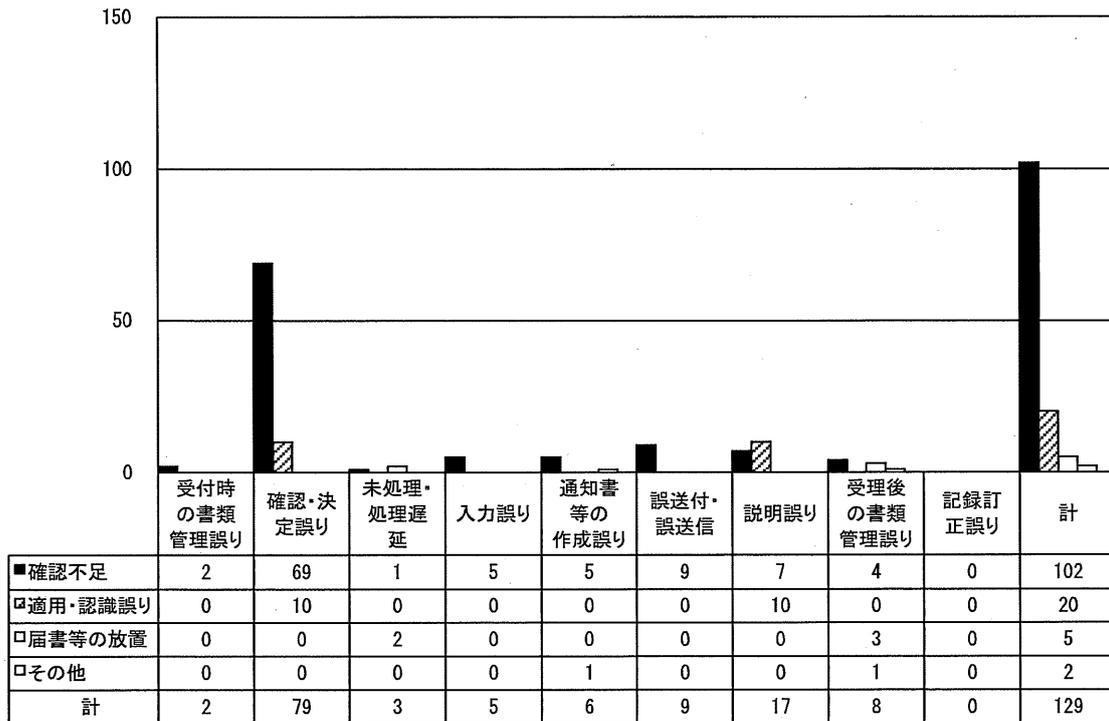
社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

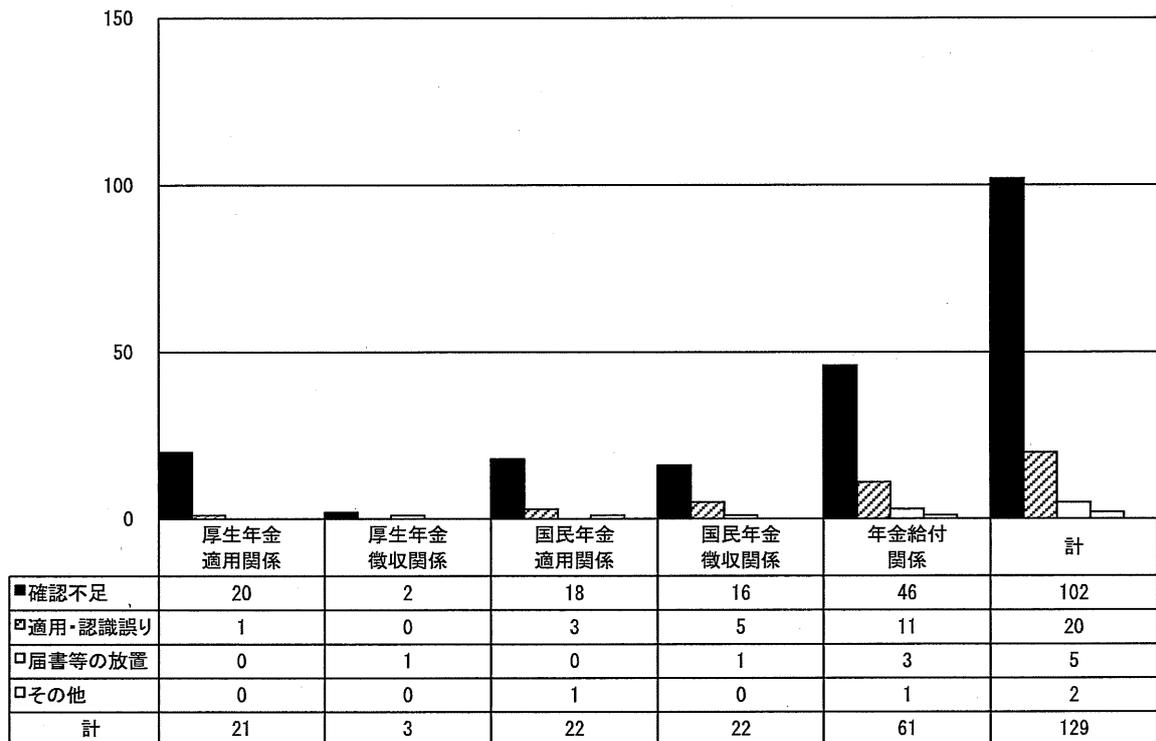
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



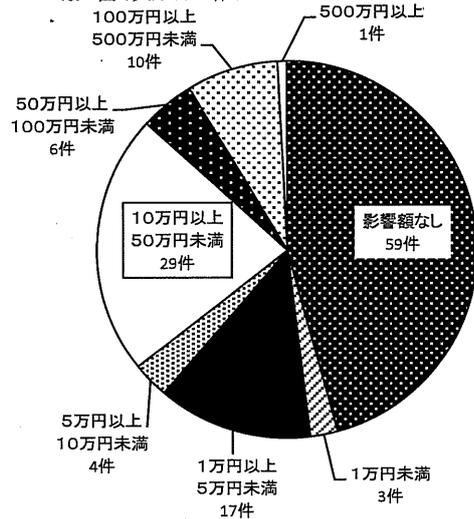
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

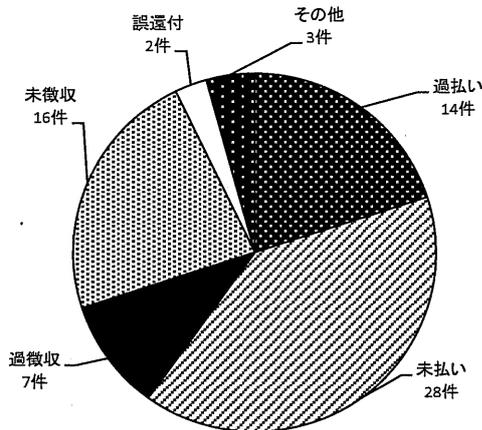


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		18	2	16	6	17	59
1万円未満		0	0	1	2	0	3
1万円以上 5万円未満		1	1	2	8	5	17
5万円以上 10万円未満		0	0	1	1	2	4
10万円以上 50万円未満		0	0	2	5	22	29
50万円以上 100万円未満		1	0	0	0	5	6
100万円以上 500万円未満		0	0	0	0	10	10
500万円以上		1	0	0	0	0	1
計		21	3	22	22	61	129

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	14	9,317,391	665,527
未払い	28	14,763,928	527,283
過徴収	7	644,589	92,084
未徴収	16	8,329,799	520,612
誤還付	2	311,050	155,525
その他	3	836,194	278,731
計	70	34,202,951	488,613

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未徴収	1件	21,681円
未払いと過徴収	2件	814,513円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	73件	56.6%
外部	56件	43.4%
計	129件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2007年4月1日	高齢厚生年金の繰下げ加算額の計算誤り	4名	未払い	91,078

Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成30年9月28日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 104,966人 (603.8億円)
- ・支払いが完了していない方 997人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成30年9月支払 151人 (1.1億円)

(参考：平成30年2月から平成30年9月までの累計 23,535人 (134.2億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成30年9月支払 0人 (0円)

(参考：平成30年1月から平成30年9月までの累計 33人 (0.4億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成30年9月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	4件	189万円	127件	2,393万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	266件	2,245万円	436件	3,382万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	124件	494万円	6,139件	2.0億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	25件	8,399万円	188件	7.1億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	216件	261万円	363件	648万円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等 (平成30年6月分) について」(平成30年7月31日公表)のシステム事故等一覧に記載の事項です。

○日本年金機構の平成30年8月分の事務処理誤り一覧(1～16ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～20
2. 厚生年金徴収関係	4P	整理番号 21～23
3. 国民年金適用関係	5P	整理番号 24～41
4. 国民年金徴収関係	7P	整理番号 42～62
5. 年金給付関係	10P	整理番号 63～117

○システム事故等一覧(17ページ)

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(18ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	熊谷	2018年 6月8日	2018年 6月18日	○事務センターから問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
2			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 11月20日	2018年 6月26日	○他の年金事務所から連絡があり、65歳から70歳未満で障害認定され、後期高齢者医療該当に伴う健康保険資格喪失処理を行う際に確認が不足し、厚生年金保険被保険者としての資格取得処理が漏れたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。厚生年金保険の資格取得処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	705,297
3		入力誤り	東京	北	2018年 5月7日	2018年 6月14日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の処理時に標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びのうえ説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
4	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2015年 1月13日	2018年 3月5日	○基金から問合せがあり、退職再雇用の処理を行う際に、資格喪失日以降に支払いのあった賞与について再取得後の記録への登録処理を漏らしたため、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	その他	21,681
5			香川	高松広域 事務センター	2018年 5月29日	2018年 6月5日	○事業所から問合せがあり、委託業者が賞与支払届の催告状を発送する際に確認が不足し、催告状作成後に賞与支払届の提出があったため送付不要となった催告状の引き抜きが漏れ、事業所に不要な催告状を発送していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、催告状を引き抜き際の確認を徹底するよう指導しました。	80事業所	なし	0
6	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域 事務センター	2018年 4月12日	2018年 6月12日	○機構本部から連絡があり、被扶養者(異動)届の処理時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	3事業所	なし	0
7			滋賀	事務センター	2018年 4月24日	2018年 6月11日		3事業所	なし	0
8			石川	金沢広域 事務センター	2018年 4月11日	2018年 6月11日		10事業所	なし	0
9			北海道	事務センター	2018年 5月8日	2018年 6月11日		4事業所	なし	0
10	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2018年 5月8日	2018年 7月4日	○社会保険労務士から問合せがあり、二以上事業所勤務者としての資格取得処理を行う際に確認が不足し、二以上事業所勤務該当以降も引き続き被扶養者となっている方について、被扶養者(異動)届の登録処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、被扶養者(異動)届の処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる被扶養者の登録処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
11	厚生年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	東京	中央	2015年 11月1日	2018年 8月7日	○機構本部から連絡があり、基金の脱退処理を行う際に対象事業所リストの確認が不足し、脱退処理が漏れたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。基金脱退処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、解散した厚生年金基金加入事業所にかかる処理を行う際は、対象事業所の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	5,995,392
12	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2018年 6月20日	2018年 7月2日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の再作成時に確認が不足し、誤って別事業所の被保険者名を記載して作成していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、誤って作成した算定基礎届を回収しました。 ●担当部署において、算定基礎届再作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
13			岡山	高梁	2018年 7月9日	2018年 7月23日	○お客様から問合せがあり、健康保険被保険者資格証明書の作成時に確認が不足し、誤った被保険者証記号で作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、健康保険被保険者資格証明書作成時の被保険者証記号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
14			兵庫	尼崎	2018年 6月22日	2018年 8月21日	○機構本部から連絡があり、資格確認(却下)通知書の作成時に確認が不足し、誤った却下理由を記載して作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って作成した資格確認(却下)通知書を回収し、正しい資格確認(却下)通知書を送付しました。 ●担当部署において、資格確認(却下)通知書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
15	厚生年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 7月27日	2018年 7月30日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の養育期間標準報酬月額特例申出受理通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した養育期間標準報酬月額特例申出受理通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
16	厚生年金適用関係届書等の誤送付	誤送付・誤送信	石川	金沢広域 事務センター	2018年 6月20日	2018年 6月21日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が宛名シールの作成を誤ったため、他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者に対し、宛名シール作成時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	18事業所	なし	0
17			東京	東京広域 事務センター	2018年 6月18日	2018年 6月27日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	6事業所	なし	0
18			東京	東京広域 事務センター	2018年 6月18日	2018年 7月2日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
19	厚生年金適用関係届書等の誤送付	誤送付・誤送信	岐阜	岐阜北	2018年 7月31日	2018年 8月6日	<p>○事業所から問合せがあり、他の事業所の70歳以上被用者該当・不該当届を誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した70歳以上被用者該当・不該当届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0
20			香川	高松広域 事務センター	2018年 5月23日	2018年 6月5日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	2事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
21	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	北海道	苫小牧	2018年 5月11日	2018年 7月6日	<p>○社会保険労務士から問合せがあり、保険料調整伺の処理時に確認が不足し、調整すべき保険料額を誤って計算し処理したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、保険料調整伺処理時の保険料額の計算及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	過徴収	11,304
22	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	2018年 5月16日	2018年 5月21日	<p>○担当部署で収納処理を行ったところ、窓口で納付書を発行する際の確認不足により、納入告知日前である保険料の納付書を作成したため、事業所が納入告知日前に保険料を納付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。保険料の調査決定処理を行い、収納を行いました。</p> <p>●担当部署において、納付書交付時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
23	厚生年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	埼玉	越谷	2018年 2月16日	2018年 3月8日	<p>○事業所から問合せがあり、提出された口座振替納付(変更)申出書が所在不明となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書を再提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
24	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	1975年 12月26日	2018年 2月20日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
25			東京	大田	1977年 6月1日	2018年 3月20日		1名	なし	0	
26			東京	大田	1973年 6月4日	2018年 3月20日		1名	なし	0	
27			神奈川県	平塚	2010年 3月13日	2018年 2月26日		○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際の確認が不足し、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、海外転出者に対する正しい手続きの確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
28			福岡	福岡広域 事務センター	2018年 3月30日	2018年 5月2日		○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書の処理時に年金記録の確認に時間を要し、処理期限までに処理を行えなかったため、前納保険料が口座振替されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書の処理時における処理期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	386,570
29			東京	大田	1970年 4月1日	2018年 4月26日		○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
30		説明誤り	鳥取	鳥取	1991年 7月29日	2018年 2月8日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、お客様の状態を確認の上必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0	
31	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	東京	江戸川	2014年 2月14日	2017年 11月20日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、被保険者期間照会申出書の回答において、記録が存在するにもかかわらず、確認できないと回答していることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、被保険者期間照会時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
32			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 11月6日	2017年 11月22日	○お客様から問合せがあり、外国人未加入者の職権適用処理をする際、対象者の確認が不足し、厚生年金加入者を職権適用処理していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、職権適用処理を行う際の対象者の確認を徹底するよう周知しました。	23名	なし	0	
33	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	2018年 6月11日	2018年 7月13日	○市町村から連絡があり、市町村において、転入処理を行う際に、誤って別人の情報を機構に提供し、処理が行われていたことが判明しました。 ●市町村担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、転入処理を行う際の本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0	
34			愛知	熱田	2013年 6月頃	2016年 10月27日	○他の年金事務所から連絡があり、市町村において、機構への転入報告書を作成する際の本人確認が不足したため、別人の基礎年金番号で報告を行い、処理が行われていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、転入報告書を作成する際の本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
35	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2017年 6月1日	2018年 5月17日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者資格取得届を処理する際、資格取得年月日の確認を誤ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の資格取得年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	196,370
36	国民年金被保険者氏名変更届の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域事務センター	2017年 9月26日	2017年 10月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者氏名変更届処理時の入力を誤ったため、誤った氏名が記載された納付書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
37	年金手帳再交付申請書の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2005年 4月12日	2015年 4月15日	○他の年金事務所から連絡があり、年金手帳を再交付する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号で年金手帳を交付していたため、その後誤った基礎年金番号で年金の決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金手帳を再交付する際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	28,077
38	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台広域事務センター	2018年 5月9日	2018年 5月10日	○市町村から連絡があり、封入・封緘時の確認不足により、他の市町村の国民年金処理結果一覧表の磁気媒体が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方の市町村にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金処理結果一覧表の磁気媒体を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2市町村	なし	0
39	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	香川	高松広域事務センター	2018年 6月11日	2018年 7月12日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が国民年金被保険者関係届書の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40			大阪	大阪広域事務センター	2018年 6月6日	2018年 7月12日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が国民年金関係報告書の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、処理が遅れていたことが判明しました。 ●届書の処理を行い、処理が完了した旨の通知を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう周知しました。	31名	なし	0
41		受理後の書類管理誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年 2月6日	2017年 5月22日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料付加納付申出書及び年金手帳再交付申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度提出していただいた申請書により処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	5,500

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
42	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	東灘	2015年 5月22日	2018年 5月1日	○お客様から問合せがあり、市町村において、資格取得届受付時に付加保険料の納付希望の意思確認が不足し、国民年金保険料の納付書のみ交付されたため、付加保険料の前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加保険料を現金領収しました。 ●市町村に対し、資格取得届受付時における付加保険料の納付の意思確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	13,600
43	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2017年 10月13日	2017年 10月16日	○担当部署で確認したところ、追納可能期間の確認が不足し、追納納付書が発送されていない期間があったため、過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,260
44			京都	中京	2018年 4月9日	2018年 5月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金追納保険料納付書を送付する際の住所の確認が不足し、追納期限内に追納納付書が届かなかったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納納付書送付時の住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,170
45		説明誤り	宮城	仙台東	2016年 8月24日	2018年 2月21日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、年金額が増額しないにもかかわらず、追納の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納する際の年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	185,160
46			大阪	城東	2017年 12月20日	2018年 3月23日		1名	過徴収	15,510
47	国民年金保険料免除期間納付申出書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 4月3日	2018年 4月27日	○担当部署で確認したところ、法定免除に該当する者が、国民年金保険料免除期間納付申出書を提出した場合、申出の始期以降は保険料納付が行えるにもかかわらず、確認不足から、法定免除該当のままとしたため、前納が行えていないことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,970
48	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	兵庫	西宮	2017年 2月28日	2017年 8月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の案内が漏れたため、免除申請ができない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。免除申請をしていただき、一部免除の納付書を送付しました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	15,600
49			兵庫	西宮	2016年 7月14日	2018年 2月9日	○お客様から問合せがあり、市町村の説明誤りにより、お客様の希望しない免除区分で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付していたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	97,920

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
50	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	1995年 6月16日	2016年 5月18日	○お客様から問合せがあり、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、前納との差額が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	18,360
51		説明誤り	奈良	桜井	2010年 4月16日	2018年 3月9日	○お客様から問合せがあり、本来法定免除に該当するにもかかわらず、法定免除の案内を漏らしたため、強制加入となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
52	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 7月6日	2018年 4月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順を誤ったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	386,570
53			大阪	大阪広域 事務センター	2018年 2月26日	2018年 5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、金融機関の確認印がない場合、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	2,480
54		入力誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 3月8日	2018年 5月28日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	191,970
55			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 5月21日	2018年 7月23日	○担当部署で確認したところ、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料の納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	32,630
56		説明誤り	神奈川	平塚	2016年 7月頃	2018年 4月19日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出の案内を漏らしたため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、必要な案内を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	1,260

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
57	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2018年 3月13日	2018年 4月9日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、処理手順を誤ったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	48,330
58			岡山	岡山広域事務センター	2018年 5月9日	2018年 5月21日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料納付書を作成する際、納付書作成期間の確認が不足し、誤った期間で納付書を作成して送付したため、保険料の前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,140
59	国民年金徴収関係の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年 4月3日	2018年 4月23日	○お客様から問合せがあり、追納保険料の領収年月日の入力を誤ったため、本来必要のない還付請求書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	8名	なし	0
60	国民年金関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	鹿児島	鹿屋	2018年 4月20日	2018年 4月25日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予の勧奨を行った際に、対象者の申請年度の確認不足により、誤った年度が記載された申請書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書及び正しい記載内容の申請書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	194名	なし	0
61	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお知らせの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	266名	なし	0
62		受理後の書類管理誤り	青森	八戸	2018年 5月23日	2018年 6月20日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
63	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2008年 9月8日	2014年 9月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金額の計算に含めるべき被保険者期間を合算対象期間として扱い老齢年金を決定したため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,535,207
64			山梨	大月	1997年 9月30日	2014年 9月8日	○機構本部から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	427,247
65			北海道	釧路	1997年 8月頃	2016年 1月19日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、高齢任意加入する期間を誤っていたこと及び老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いし、過徴収となった保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、高齢任意加入受付時及び年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	795,773
66			兵庫	西宮	1990年 9月1日	2015年 7月30日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、65歳到達による老齢年金の改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,804,785
67			北海道	岩見沢	2010年 2月頃	2016年 9月9日	○事務センターから連絡があり、年金記録の一部に不備があったことなどにより、老齢年金の改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には記録確認を徹底することと今回の事象について周知しました。	1名	未払い	372,237
68			広島	広島広域 事務センター	2017年 12月28日	2018年 6月15日	○お客様から連絡があり、厚生年金の被保険者ではないため、高年齢雇用継続給付の受給による支給停止は行われない方に対し、年金請求書の処理時に高年齢雇用継続給付の受給状況を確認するための処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金の受給権者が高年齢雇用継続給付を受けている場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	403,459
69			説明誤り	大分	大分	2009年 4月10日	2016年 6月10日	○共済組合から連絡があり、厚生年金記録の判明に伴い老齢厚生年金請求書の提出が必要にもかかわらず、請求書の提出を説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には必要な手続きの説明を徹底するよう周知しました。	2名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
70	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	兵庫	明石	2018年 4月23日	2018年 7月3日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って通算老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
71			神奈川	相模原	2017年 5月10日	2017年 8月18日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、年金の退職改定が行われない方に対し、退職改定が行われると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、退職改定の扱いの再確認を行いました。	1名	なし	0
72			愛知	豊川	2017年 12月27日	2018年 1月16日	○担当部署において確認したところ、老齢基礎年金を繰上げ受給している方が老齢厚生年金を請求する際に、窓口で誤って異なる様式の年金請求書をお客様へ案内し受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい様式の年金請求書をお客様から提出いただきました。 ●担当部署において、年金相談時に請求書をお渡しする際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
73	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	岩見沢	1977年 2月1日	2015年 8月13日	○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたこと及び第四種被保険者期間の標準報酬月額を本来より低い報酬で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いするとともに過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	18,740
74	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	岩見沢	1986年 5月8日	2015年 2月2日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,887,446
75			富山	魚津	1997年 5月15日	2016年 1月21日	○年金相談時の記録確認により、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	188,671
76	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	広島	広島南	1983年 8月22日	2017年 5月11日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,204,478

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
77	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2017年 9月7日	2018年 3月27日	○年金相談センターから連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	45,906
78			宮城	仙台東	1997年 5月8日	2018年 6月21日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	966,948
79	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域 事務センター	2018年 1月11日	2018年 6月14日	○お客様から問合せがあり、繰下げ支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、お客様の希望しない65歳支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	191,240
80			東京	東京広域 事務センター	2018年 5月10日	2018年 5月22日	○お客様から問合せがあり、繰下げ支給の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、お客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,824,587
81	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	沖縄	コザ	2017年 10月30日	2018年 5月7日	○お客様から問合せがあり、窓口での記載事項の確認不足から、誤った失権年月日が記載された遺族年金失権届を受付し処理を行ったため、本来お支払いすべき年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金失権届受付時には、記載事項の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	280,096
82			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 8月22日	2017年 11月29日	○年金事務所から連絡があり、加入期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	412,615
83	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金 センター	2018年 6月28日	2018年 7月9日	○お客様から問合せがあり、障害年金の審査時の確認不足から、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
84	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2017年8月頃	2017年10月5日	○担当部署において確認したところ、所得状況届連名簿の記載内容の確認を誤り、障害基礎年金の一部を誤って停止する処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況届連名簿の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	81,177
85			本部	障害年金センター	2018年4月19日	2018年5月11日	○お客様から問合せがあり、障害年金決定時に送付先住所の確認を誤ったため、年金証書が届いていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい送付先へ年金証書を送付しました。 ●担当部署において、年金請求書等の処理時には記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
86		説明誤り	宮城	仙台広域事務センター	2016年8月頃	2017年10月5日	○担当部署において確認したところ、市町村に対し所得状況届連名簿の記載方法を誤って説明したため、扶養親族数が本来とは異なる人数で記載された所得状況届連名簿が市町村から提出され、年金が一部支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況届連名簿の事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,751,540
87	加給年金の誤り	確認・決定誤り	宮城	大河原	1999年5月1日	2017年12月28日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,127,575
88			大阪	東大阪	2002年11月21日	2017年2月14日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	333,900
89			千葉	幕張	1997年7月24日	2016年7月25日	●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	237,693
90			千葉	幕張	1999年2月25日	2016年8月5日		1名	未払い	395,504
91			神奈川	港北	2004年6月24日	2016年12月15日		1名	未払い	198,848
92			宮城	仙台広域事務センター	2018年2月22日	2018年4月24日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	227,381
93			埼玉	浦和	1987年6月1日	2018年1月9日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,102,485

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
94	加給年金の誤り	説明誤り	愛知	豊川	2018年 1月6日	2018年 1月16日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、加給年金が支給停止となる説明をしたにもかかわらず、加給年金額支給停止事由該当届の提出を案内していなかったため、加給年金の支給が停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金額支給停止事由該当届を提出いただき処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、加給年金が支給停止となる場合に必要な手続きを再確認しました。	1名	過払い	389,899
95			静岡	浜松東	2018年 7月2日	2018年 8月2日	○担当部署において確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足から、加給年金の加算要件を満たしていないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時には配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
96	再裁定の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	加治木	2013年 7月17日	2017年 8月30日	○担当部署において確認したところ、3号不整合期間を有している方の年金について、平成30年4月分以降の年金から訂正後の記録に基づいた年金をお支払いすべきところ、確認不足から平成30年3月分以前の年金についても訂正後の記録に基づいた年金をお支払いしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、3号不整合期間がある場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	21,979
97			長野	長野北	2008年 11月27日	2017年 8月23日	○遺族年金請求時の記録確認により、記録判明に伴い再裁定を行った際に、脱退手当金支給済期間のため年金額の計算には含めない期間を含めて計算したため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,309,165
98	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	1981年 10月1日	2016年 2月9日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	127,185
99			神奈川	平塚	1987年 2月1日	2016年 1月20日	●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	197,455
100			兵庫	尼崎	1986年 1月1日	2016年 11月11日		1名	未払い	33,821
101			山形	山形	1975年 5月16日	2017年 5月24日	○機構本部から連絡があり、年金決定時に在職による支給停止割合の登録処理を誤ったことから、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	109,176
102	死亡届の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2018年 2月9日	2018年 4月16日	○機構本部から連絡があり、戸籍等の添付書類の確認不足から、死亡届処理時に死亡年月日を誤って登録したため、未払いの年金はないものと扱い、未支給年金の支払いが行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡届の処理時には戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	256,208

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
103	氏名変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2018年 6月13日	2018年 6月25日	○お客様から問合せがあり、旧三共済の退職共済年金の氏名変更届を提出したにもかかわらず、すでに氏名変更済であった老齢年金の年金証書を再発行し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。氏名変更届の処理を行い、氏名変更後の退職共済年金の年金証書を送付しました。 ●担当部署において、氏名変更届の処理時には記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
104	住所変更届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2017年 12月7日	2018年 2月14日	○お客様から問合せがあり、他のお客様の基礎年金番号を記載していることに気づかないまま住所変更届及び氏名変更届を受付し処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
105	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	静岡	浜松西	2017年 8月17日	2017年 9月19日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が標準報酬改定請求の説明時に請求期限についての説明を漏らしたため、請求期限内に請求が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、標準報酬改定請求書を受付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
106	振替加算の説明誤り	説明誤り	東京	北	2018年 7月17日	2018年 7月23日	○年金相談時の記録確認により、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明し老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
107	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2018年 4月19日	2018年 6月20日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に添付されていた通帳の写しの確認不足から、口座番号を誤り登録を行ったため、年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には年金振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	261,856
108			東京	東京広域 事務センター	2018年 3月30日	2018年 7月6日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時に添付されていた通帳の写しの確認不足から、口座番号を誤り登録を行ったため、年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には年金振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	87,400
109	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	年金給付部	2018年 6月1日	2018年 6月7日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が記載事項の一部の印刷を漏らした年金振込通知書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しく印刷した年金振込通知書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、通知書等の印刷時の確認を徹底するよう指導しました。	5名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
110	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	東京	東京広域事務センター	2018年 6月28日	2018年 7月3日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき所得状況届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した所得状況届を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0
111	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	東京	池袋	2018年 8月1日	2018年 8月10日	○お客様から問合せがあり、年金記録確認申出書の受付時に他のお客様の氏名を記載した受付控えを誤って作成し交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控えを回収し、正しい受付控えを交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
112	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	青森	むつ	2008年 7月16日	2017年 4月26日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定後の記録訂正処理に伴い通算老齢年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定報告書等の機構本部への進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,189,109
113			北海道	岩見沢	2012年 7月2日	2015年 3月3日	○内部点検により、記録訂正に伴い再裁定の処理が必要なためお客様にご案内をすべきところ、案内を行っていなかったため、再裁定の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正に伴う再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	29,761
114	受取後の書類管理誤り		神奈川	厚木	2017年 3月頃	2017年 11月28日	○お客様から問合せがあり、再裁定処理に必要な年金額仮計算書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金額仮計算書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	569,103
115			鹿児島	鹿屋	2004年 4月9日	2018年 3月7日	○機構本部から連絡があり、未支給年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	112,491
116			福岡	福岡広域事務センター	2018年 6月25日	2018年 7月24日	○担当部署において確認したところ、年金受給権者受取機関変更届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者受取機関変更届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
117			東京	江戸川	2017年 8月7日	2017年 10月11日	○担当部署において確認したところ、脱退一時金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、脱退一時金を支払いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	118,000

システム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	老齢厚生年金の繰下げ加算額の計算誤り	2007年4月1日	2018年8月21日	<p>○老齢厚生年金の繰下げ請求があった方の一部について、繰下げ請求前に代行返上された厚生年金基金記録を含めて繰下加算額を算出すべきところ、当該記録を含めず算出したため、年金額が誤っていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付し、未払いとなった年金についてお支払いをしました。</p> <p>●繰下加算額計算の仕様について、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	4名	未払い	91,078

(参考)「Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<p>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</p> <p>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</p> <p>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>